



# 水道料金の改定について

～令和6年1月1日から～

今後発生する老朽化した水道施設の改修などに備え、水道料金の見直しを行い、令和6年1月1日から新水道料金となります。

又、新水道料金移行後の料金に応じて、令和6年1月分から令和10年3月分までの間、激変緩和措置を取ることで、負担を軽減します。

今後も安全安心な水道水を安定して供給するために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

従来の水道料金体系から変わる点が次の3点です。

## ①水道料金の統一

現在、挾間・庄内地域と湯布院地域で水道料金体系が異なるため、水道料金の統一を行いました。

## ②口径別料金体系の採用

水道の使用により公平性を持たせるため、水道メーター口径による料金体系としました。

## ③基本料金と逦増従量料金を設定

・基本料金は、水量の使用に関係なく発生します。

・従量料金は、水量に応じて3段階の料金設定になります。(下図をご参照ください)

## ○新水道料金表○

※消費税込み、1円単位の端数は切り捨て

用途	メーター口径	基本料金	従量料金		
			第1段階	第2段階	第3段階
一般用	13mm	990円	1m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき55円	10m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき176円	100m <sup>3</sup> を超える部分 1m <sup>3</sup> につき198円
	20mm	1,210円			
	25mm	1,870円			
	30mm	2,860円			
	40mm	4,840円			
	50mm	6,600円			
	75mm	12,980円			
	100mm	28,600円			
	150mm	51,370円			
※現行の一般家庭、官公署・学校・事業所、営業、共用が該当					
公衆浴場用	—	100m <sup>3</sup> まで 8,800円	100m <sup>3</sup> を超える部分 1m <sup>3</sup> につき110円		
※大分県公衆浴場法施行条例第2条第1号に規定する一般公衆浴場の用に供するものが該当					
臨時用	—	—	施設用 1m <sup>3</sup> につき660円 緊急用 1m <sup>3</sup> につき385円(断水等の応急給水に限る)		

## ○新水道料金適用スケジュール○

・継続使用の方については、2月検針分(3月末の納付期限)から新料金が適用されます。

・令和6年1月1日以降に使用を開始される方については、1月検針分(2月末の納付期限)から新料金が適用されま

令和6年1月1日 料金改定

	令和5年12月	令和6年1月	2月	3月
継続使用の方	12月下旬 検針	1月下旬 検針	2月下旬 検針	3月下旬 検針
	← 現行料金	← 現行料金	← 現行料金	← 現行料金
		→ 新料金 適用開始	→ 新料金	→ 新料金
		→ 現行料金で2月に請求	→ 新料金で3月に請求	
令和6年1月1日以降に使用を開始される方		1月下旬 検針	2月下旬 検針	3月下旬 検針
		→ 新料金	→ 新料金	→ 新料金
		→ 新料金で2月に請求	→ 新料金で3月に請求	